

# 仕事で感染・濃厚接触者になったら――

## 労災や傷病・休業手当対象も

新型コロナウイルスの新規感染者が急増し、職場で感染する可能性も高まっている。仕事の原因で感染したり、濃厚接触者となったりの場合、どのような補償が受けられるのか。

感染した場合、まず検討するのが労災災害の申請だ。労災と認められれば、治療費は労災保険から支給される。仕事を休まなければいけない場合は、賃金の8割が原則補償される。

厚生労働省は、感染経路がはっきりしなくても、仕事の原因とみられる場合は

### ■感染した場合などの補償

休む理由	主な補償内容
新型コロナウイルス感染	休業手当は出ないことが多い。業務災害なら健康保険の対象に
濃厚接触	保健所から濃厚接触者に認定された人は、休業手当をもらえない場合、労働基準監督署に相談
発熱症状など	一定の発熱などがある場合は、休業手当の対象にならない。健康保険の対象に

柔軟に労災として認定する方針を示している。請求の

手続きなどは、労働基準監督署に相談できる。補償の対象になるかどうかは、労働基準が個別の事案ごとに判

断する。

新型コロナウイルスによる労災の支給件数は増加傾向で、6月は約1900件だった。7月21日現在、支給は累計約1万1千件。8割弱を医

療や介護従事者が占め、それ以外では宿泊・飲食サービス業や運輸業、小売業がめだつ。

労災と認められず、業務外での感染とされた場合は、健康保険の傷病手当の対象となることもある。傷病手当は、休んだ期間のうち4日目から、賃金の3分の2が支払われる。

新型コロナウイルスだと診断されなくても、発熱などで自宅療養し働けなかった期間も傷病手当の対象となることがある。

発熱などがあつて、勤務先から休むよう指示された場合は、賃金の6割以上が補償される休業手当の対象となる。

保健所から濃厚接触者に認定され、2週間の健康観

察期間が必要な人を会社が休ませる場合には、基本的に休業手当の対象となる。

厚生労働省は「職務の継続が可能である方について使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に『使用者の責に帰すべき事由による休業』に当てはまり、休業手当を支払う必要がある」としている。

会社によっては「健康観察は自己都合の欠勤にあたる」として、休業手当を支払わないケースもある。休業手当などが出るかどうかは個別事案ごとに判断される。会社側の窓口を確認し、納得できなければ各地の労働局や労基署に相談する。労働組合や弁護士ら外部の専門家に支援を求めることもできる。(山本恭介)